

支拂方法ハ現金及購買券(一銭券五銭券拾銭券)ノ二種トス。購買券ハ出勤日數ニヨル支拂給料ノ二分一ヲ限度トシ各自ノ要求ニ應ジ之ヲ支附ス

三(イ) 現役應召者ニ對シテハ入營入團後ニ通商ヲ欠勤トシテ取扱フモノトス

四 入社六ヶ月後ニ在テ入營入團ノ為ノ退職シタル者ニ對シテハ其勤續月數一ヶ月ニ付二日ノ割合ヲ以テ予當ヲ支給ス但シ三十日今ヲ限度トス

前項ノ場合ニ特ニ成績優秀ナルモノニ對シテハ休職ヲ命ズルコトアルベシ但シ此ノ場合ハ前項ノ金額ヲ支給セス

(ハ) 簡閱員等會者ニ對シテハ會當日ノ給料全額ヲ支給ス

(二) 勤務演習應召者ニ對シテハ其ノ應召期間ノ勤務日數ニ對スル給料ノ半額ヲ支給ス但シ四週内ヲ以テ限度トス

(ホ) 勤務演習並ニ簡閱員等應召者ニ對スル皆勤賞等ニ關シテ左ノ如ク定ム

(一) 勤務演習ノ應召者ニ對シテハ特ニ此期間出勤ト看做ス

(二) 簡閱員等會者ニ對シテハ其ノ當日ニ限リ出勤ト看做ス

(三) 第一項ノ勤務演習ニ應召ノ為ノ旅行スルトキハ往復陸路

ヨリ鐵道旅行ハ二百哩水路旅行ハ百哩陸路旅行ハ

十二哩ニソキ一日トシ一日未滿ノ端數ハ之ヲ一日トシ第一項ノ應

召期限ニ算入ス

四 第三項ノ簡閱員等會者ニシテ入社後第一回ノ場合ニ限リ現住地ニ在テ會スル能ハサルトキハ前項ヲ準用スルコトアルベシ